第35回
定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成30年６月27日（水曜日）　午前10時
受付開始午前９時

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京
地下１階　センチュリールーム
末尾記載のご案内図をご参照ください。

書面又はインターネットによる議決権行使期限

平成30年６月26日（火曜日）
午後６時到着分まで

目 次

■ 第35回定時株主総会招集ご通知 …… 1
議決権行使についてのご案内 …… 2

■ 株主総会参考書類 …… 5
第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第４号議案　資本準備金の額の減少の件

（添付書類）

■ 事業報告 …… 15
■ 連結計算書類 …… 32
■ 計算書類 …… 34
■ 監査報告書 …… 36

株式会社大戸屋ホールディングス

証券コード：2705

証券コード　2705
平成30年６月７日

株　主　各　位

東京都武蔵野市中町一丁目20番８号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長　窪　田　健　一

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成30年６月26日（火曜日）午後６時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
2. 場　　所　東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京　地下１階　センチュリールーム

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第35期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
第４号議案　資本準備金の額の減少の件

※当社は、平成30年５月10日開催の取締役会において、剰余金の配当を１株につき25円とし、平成30年６月28日を支払開始日としてお支払することを決議いたしました。

議決権行使についてのご案内

1．議決権の行使方法

1 株主総会へ出席する場合



議決権行使書用紙を会場受付へ提出

株主総会開催日時
平成30年６月27日(水)
午前10時

2 議決権行使書を郵送する場合



各議案の賛否を表示のうえ投函※

行使期限
平成30年６月26日(火)
午後６時到着

3 インターネットによる議決権行使の場合
(パソコンまたは携帯電話)



議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/
にて各議案の賛否を入力

【詳細は次ページをご参照ください】

行使期限
平成30年６月26日(火)
午後６時まで

※議決権行使書により議決権を行使される場合、議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

2．重複して行使された議決権の取扱いについて

1．議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
2．インターネット等により議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

インターネットによる開示について

インターネット開示に関する事項

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次の事項につきましてはインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ootoya.jp/ir/）に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類の一部であります。

①業務の適正を確保するための体制
②連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法

添付書類及び株主総会参考書類等に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.ootoya.jp/ir/）に掲載させていただきます。

以　上

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufg.jp/

議決権行使期限

平成30年６月26日（火曜日）午後６時まで

パスワードのお取り扱いについて

❶ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

❷ 株主総会の招集の都度、新しい**「ログインID」**および**「仮パスワード」**をご通知いたします。

アクセス手順について

以下は**パソコンの画面**を表示しております。

1．議決権行使サイトへアクセス

❶**「次の画面へ」**をクリック

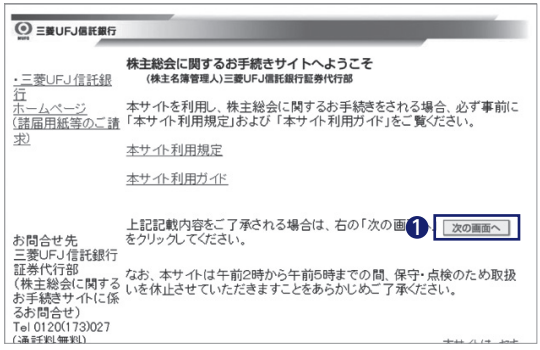

ご注意事項

■ パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用くだ

2. ログインする

❷ お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された**「ログインID」**および**「仮パスワード」**を入力

❸**「ログイン」**をクリック

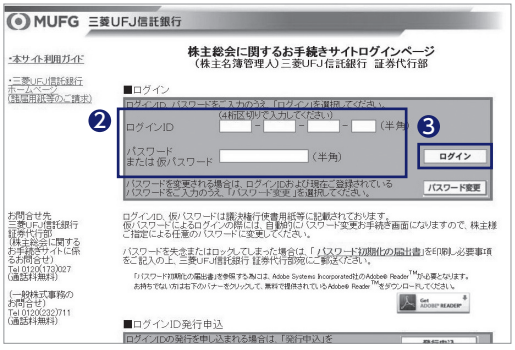

3. メニューから議決権行使を選択

❹**「現在のパスワード」**、**「新しいパスワード」**、**「新しいパスワード（確認用）」**をそれぞれ入力

❺**「送信」**をクリック

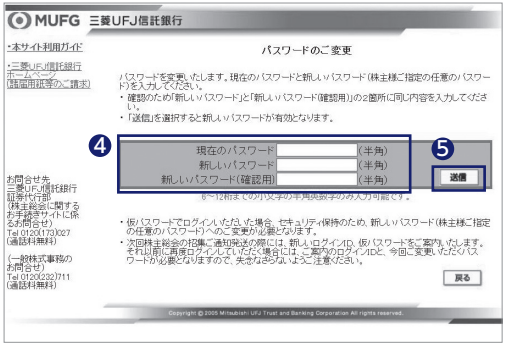

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

さい。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027　受付時間 午前９時～午後９時（通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役８名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は６頁から10頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社及び当社グループ会社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 窪田 健一	代表取締役社長	100.0% 17回／17回
2	再任 山本 匡哉	取締役　国内事業管掌	100.0% 17回／17回
3	再任 濵田 寛明	取締役　管理本部長	100.0% 13回／13回
4	再任 松岡 彰洋	取締役　経営企画部長	100.0% 17回／17回
5	新任 内藤 光恵	株式会社大戸屋　取締役副社長	―
6	再任 三森 教雄 社外取締役	取締役	94.1% 16回／17回
7	再任 池田 純 社外取締役 独立役員	取締役	82.4% 14回／17回
8	再任 戸川 信義 社外取締役 独立役員	取締役	100.0% 13回／13回

1 窪田 健一（昭和45年８月18日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成５年４月　株式会社ライフコーポレーション入社
平成８年10月　当社入社
平成19年６月　取締役ＦＣ事業本部長兼ＦＣ営業部長
平成23年５月　取締役国内事業本部長
平成23年６月　常務取締役国内事業本部長
平成24年４月　代表取締役社長兼国内事業本部長
平成25年４月　代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社大戸屋　代表取締役会長

■ 所有する当社株式の数　40,100株

■ 選任理由

窪田健一氏は、営業部門担当取締役を経て、現在は代表取締役社長に就任しております。経営全般に関する豊富な経験と知見を有しており、経営の最高責任者として当社グループ全体を指揮しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

2 山本 匡哉（昭和48年７月７日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成９年４月　当社入社
平成18年６月　営業支援部長
平成20年４月　ＦＣ営業部長
平成23年４月　直営事業部長
平成26年４月　国内事業本部長
平成26年６月　取締役国内事業本部長
平成29年６月　取締役国内事業管掌（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社大戸屋　取締役社長

■ 所有する当社株式の数　10,300株

■ 選任理由

山本匡哉氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な経験と知見を有しており、現在は取締役国内事業管掌に就任しております。国内営業部門の責任者としてリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

3 濵田 寛明（はまだ ひろあき）（昭和39年８月９日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和63年４月　国際証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
平成16年６月　当社入社　経営企画部長
平成19年６月　取締役経営企画部長
平成24年４月　専務取締役経営企画部長
平成28年６月　執行役員
平成29年６月　取締役管理本部副本部長
平成29年10月　取締役管理本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　30,500株

■ 選任理由

濵田寛明氏は、証券会社を経て、当社入社後は経営企画部門、海外事業部門担当取締役として重要な業務を担い、現在は取締役管理本部長に就任しております。今後も当社の経営の充実に資する人材と判断しており、引き続き取締役候補者といたしました。

4 松岡 彰洋（まつおか あきひろ）（昭和34年10月７日生） 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和59年４月　国際証券株式会社（現三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社）入社
平成13年４月　同社公開引受部長
平成21年５月　同社コンプライアンス統括部利益相反管理室長
平成24年２月　当社入社　経営企画部副部長
平成27年６月　執行役員経営企画部長
平成28年６月　取締役経営企画部長（現任）

■ 所有する当社株式の数　1,200株

■ 選任理由

松岡彰洋氏は、証券会社での法人業務に関する豊富な経験を有しており、当社入社後は、経営企画・ＩＲの責任者として業務を担い、現在は取締役経営企画部長に就任しております。今後も当社の経営に資する人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

5 内藤 光恵（ないとう みつえ）（昭和46年12月22日生） 新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成11年９月　当社入社
平成19年４月　人材開発部長
平成23年10月　株式会社大戸屋教育支援部長
平成28年１月　同社執行役員教育部長
平成29年６月　同社取締役教育部長
平成30年４月　同社取締役副社長教育支援部管掌（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社大戸屋　取締役副社長

■ 所有する当社株式の数　5,900株

■ 選任理由

内藤光恵氏は、当社入社以来、店舗、教育研修部門で経験を積み、現在は、株式会社大戸屋の取締役副社長に就任し、教育研修部門の責任者として人材の育成の中心的役割を担っております。これらの経験が、当社の経営の充実に十分生かせる人材と判断し、取締役候補者といたしました。

6 三森 教雄（みつもり のりお）（昭和31年６月25日生） 社外 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年５月　東京慈恵医科大学第三病院外科学教室医員
平成７年５月　同病院外科学講師
平成16年４月　東京慈恵医科大学付属病院消化管外科診療副部長
平成21年２月　同病院外科学講座准教授
平成26年７月　同病院消化管外科診療部長
平成27年６月　東京慈恵医科大学外科学講座特任教授（現任）
平成28年６月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

東京慈恵医科大学外科学講座特任教授

■ 所有する当社株式の数　14,000株

■ 選任理由

三森教雄氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、医師・大学教授としての豊富な経験・知識から、取締役会において、適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

7 池田 純（いけだ じゅん）（昭和51年１月23日生）

独立 社外 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成12年４月　住友商事株式会社入社
平成19年１月　株式会社ディー・エヌ・エー入社
平成21年４月　同社執行役員マーケティング・コミュニケーション室長
平成23年12月　株式会社横浜ＤｅＮＡベイスターズ代表取締役社長
平成28年６月　当社社外取締役（現任）
平成29年３月　株式会社リブセンス社外取締役（現任）
平成29年４月　明治大学学長特任補佐（現任）
平成29年６月　株式会社ノジマ社外取締役（現任）
平成30年１月　スポーツ庁参与（現任）

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 選任理由

池田純氏は、マーケティング業務や経営全般に関する豊富な経験と高い見識から、当社取締役会において適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって２年となりますが、今後も当社の経営に資する提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

8 戸川 信義（とがわ のぶよし）（昭和53年11月13日生）

独立 社外 再任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成13年10月　プライスウォーターハウスクーパース税務事務所入所
平成19年１月　戸川公認会計士事務所 所長（現任）
平成20年５月　税理士法人二重橋総合会計事務所代表社員（現任）
平成29年６月　当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

税理士法人二重橋総合会計事務所代表社員

■ 所有する当社株式の数　0株

■ 選任理由

戸川信義氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与しておりませんが、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験から、当社取締役会において適切な提言・助言をいただいております。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって１年となりますが、今後も当社の経営に資する適切な提言・助言をいただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1　各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2　三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏は社外取締役候補者であります。
3　当社は池田純氏及び戸川信義氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届出ております。本議案において両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。
4　当社と三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏との間では、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。本議案において各氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役内海雅秀氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。
また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

内海（うつみ）　雅秀（まさひで）（昭和48年４月１日生）

独立　社外　再任

■ 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

平成12年４月	東京弁護士会登録、奥野総合法律事務所入所
平成18年４月	東京弁護士会司法修習委員会委員
平成21年３月	日本弁護士連合会代議員
平成21年４月	東京弁護士会常議員
平成25年４月	静岡県弁護士会登録
平成25年５月	内海総合法律事務所開設
平成26年２月	当社仮監査役
平成26年６月	当社監査役（現任）
平成29年４月	静岡県弁護士会副会長

（重要な兼職の状況）
内海総合法律事務所　所長

■ 所有する当社株式の数　　0株

■ 選任理由

内海雅秀氏は、過去に会社経営に関与しておりませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しており、独立した客観的かつ公正な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

（注）１　内海雅秀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２　内海雅秀氏は社外監査役候補者であります。
３　内海雅秀氏の当社社外監査役就任期間は、本株主総会終結の時をもって４年となります。
４　内海雅秀氏は東京証券取引所が上場規程において定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として届出る予定です。
５　内海雅秀氏は当社との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務につき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。本定時株主総会において同氏が選任された場合には、本契約は継続となります。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

平成13年６月21日開催の定時株主総会において当社の取締役の報酬額を300百万円以内とご承認をいただいております。

今般、当社は社外取締役以外の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割当てることといたしたく存じます。

つきましては、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年額60百万円と設定いたしたく存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役の人数は10名（うち社外取締役は３名）でありますが、第１号議案を原案どおりご承認いただいた場合は８名（うち社外取締役は３名）となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

１．譲渡制限付株式の割当て及び払込み

本制度は、当社の対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記３.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

2．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、３年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「本譲渡制限期間」という。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとします。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

また、本割当株式のうち上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員いずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。

ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

第４号議案　資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第１項の規定に基づき、資本準備金の額の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、当社貸借対照表の「純資産の額」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

１．資本準備金の額の減少の内容

（1）減少する資本準備金の額	1,393,962,000円
（2）増加するその他資本剰余金の額	1,393,962,000円

２.資本準備金の額の減少の効力発生日

平成30年８月３日

以　上

事業報告（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、緩やかな回復基調が続きましたが、所得の伸び悩みから個人消費は十分な改善は見られず、海外における政治・経済の不透明感などから引き続き不安定な状況が続きました。

外食産業におきましても、食材価格の高止まりや人手不足の恒常化による人件費の上昇に加え他業態との顧客獲得競争がさらに激化し、経営環境は引き続き厳しい状況となりました。

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度は、「中期経営計画『継承』～『改革』～『飛躍』」の初年度である『継承期』にあたり、「人々の心と体の健康を促進し、フードサービス業を通じ、人類の生成発展に貢献する」という経営理念のもと、「ちゃんとごはん。」を大戸屋ブランドのスローガンに掲げ、店舗価値の向上や人材の育成に取り組むとともに、６月にはグランド・メニューのリニューアルを行った他、季節商品の導入にも取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は26,265百万円（前年同期比2.5％増）、主に人件費の上昇による販管費の増加から営業利益634百万円（同10.7％減）、経常利益662百万円（同6.8％減）となり、創業者功労金200百万円及び減損損失56百万円を特別損失に計上し、法人税等合計が167百万円となったため、親会社株主に帰属する当期純利益は204百万円（同42.8％減）となりました。

売上高

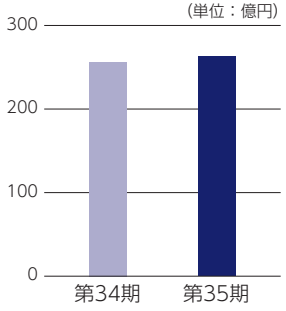

営業利益

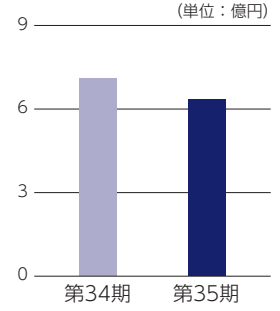

経常利益

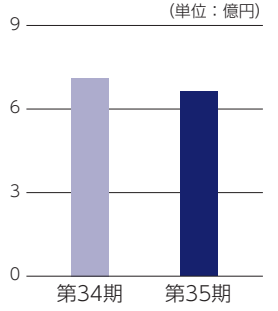

親会社株主に帰属する当期純利益

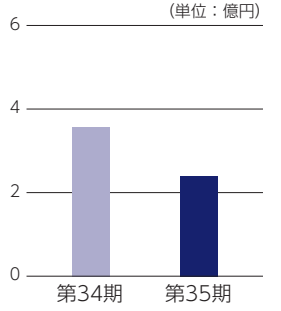

事業セグメント別の業績の概況

①国内直営事業

売上高　145億64百万円

(前期比1.4%増)

営業利益　90百万円

(前期比67.0%減)

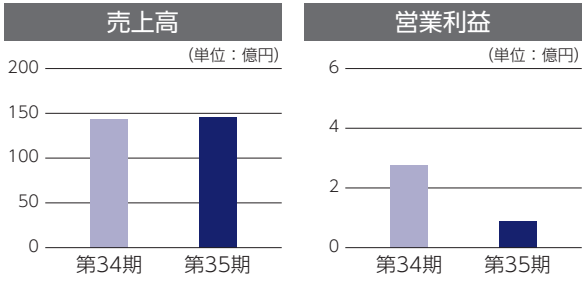

国内直営事業は「大戸屋ごはん処」３店舗（新さっぽろサンピアザ店、溝の口店、渋谷文化村通り店（新））の新規出店があり、国内直営事業でありました２店舗（飯能店、練馬駅南口店）が国内フランチャイズ事業となりましたが、国内フランチャイズ事業でありました３店舗（府中北口店、パサージオ西新井店、アルカキット錦糸町店）について国内直営事業としました。また、国内直営事業４店舗（イトーヨーカドー奈良店、渋谷文化村通り店、行徳駅南口店、大宮東口店)、他業態１店舗（おとや熱海店）が閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度における国内直営事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」145店舗となりました。

以上の結果、国内直営事業の当連結会計年度の売上高は14,564百万円（前年同期比1.4%増)、営業利益90百万円（同67.0%減）となりました。

②国内フランチャイズ事業

売上高　81億88百万円

（前期比2.4％増）

営業利益10億59百万円

（前期比0.8％増）

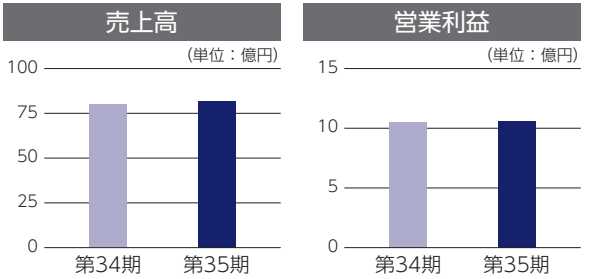

国内フランチャイズ事業は、「大戸屋ごはん処」８店舗（大垣店、津山の手店、広小路柳橋店、一宮木曽川店、新潟女池店、豊田前山店、クロスモール豊川店、みらい長崎ココウォーク店）の新規出店があり、国内フランチャイズ事業でありました３店舗（府中北口店、パサージオ西新井店、アルカキット錦糸町店）について国内直営事業としましたが、国内直営事業でありました２店舗（飯能店、練馬駅南口店）が国内フランチャイズ事業となりました。また、国内フランチャイズ事業１店舗（テラスモール湘南店）が閉店いたしました。

これにより、当連結会計年度における国内フランチャイズ事業に係る稼働店舗数は「大戸屋ごはん処」208店舗となりました。

以上の結果、国内フランチャイズ事業の当連結会計年度の売上高は8,188百万円（前年同期比2.4％増）、営業利益1,059百万円（同0.8％増）となりました。

③海外直営事業

売上高　29億63百万円

（前期比6.1％増）

営業損失　75百万円

（前期 40百万円 営業損失）

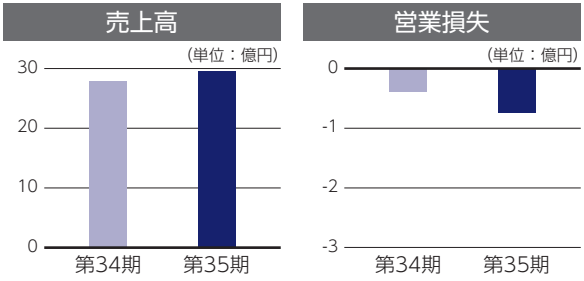

海外直営事業は、当連結会計年度末現在、12店舗（香港大戸屋有限公司が香港に４店舗、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.がシンガポール共和国に３店舗、AMERICA OOTOYA INC.が米国ニューヨーク州に４店舗、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.がタイ王国に１店舗）を展開しており、当連結会計年度の売上高は2,963百万円（前年同期比6.1％増）、営業損失75百万円（前年同期は40百万円の営業損失）となりました。

④海外フランチャイズ事業

売上高　2億 7百万円

（前期比18.6％増）

営業利益　83百万円

（前期比39.1％増）

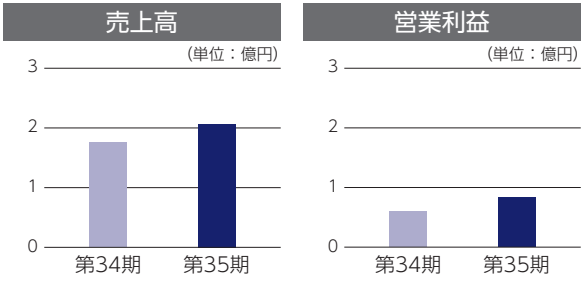

海外フランチャイズ事業は、当連結会計年度末現在、92店舗（タイ王国に44店舗、台湾に32店舗、インドネシア共和国に11店舗、中国上海市に４店舗、ベトナムホーチミン市に１店舗）を展開しており、当連結会計年度の売上高は207百万円（前年同期比18.6％増）、営業利益83百万円（同39.1％増）となりました。

⑤その他

その他は、メンテナンス事業、食育事業及びタイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業であり、当連結会計年度末現在、株式会社ＯＴＹフィールがメンテナンス事業を、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.が当社のプライベートブランド商品の輸入・販売をタイ王国で行っており、当連結会計年度の売上高は340百万円（外部顧客に対する売上高。前年同期比16.9％増)、営業利益46百万円（同171.6％増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は607百万円であり、新規出店及び店舗改装等に係るものであります。主な内訳は、内装設備に対する投資額が303百万円、器具備品等に対する投資額が266百万円となっております。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、全体として緩やかな回復基調にあると思われますが、外食産業におきましては、個人消費の回復の遅れや人手不足の恒常化による人件費上昇の継続、食材価格の高止まりに加え、コンビニエンス・ストアや食品スーパー等他業態との競争がさらに激しくなることが予想され、引き続き厳しい環境が続くと思われます。

このような環境の下、当社は中期経営計画の見直しを行い、「家庭食の代行業から健康提供企業へ」をコンセプトとした新たな３ヵ年の「中期経営計画『改革』Ⅰ期～『改革』Ⅱ期～『飛躍』期」を策定いたしました。本中期経営計画の推進を最重要課題と位置づけ、全役職員が一丸となり、「ちゃんとごはん。」を大戸屋ブランドのスローガンに掲げ、当社グループのブランドの確立と中長期的発展並びに企業価値向上に取り組んで参ります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社大戸屋と株式会社ＯＴＹ食ライフ研究所は、平成29年10月１日付で株式会社大戸屋を存続会社、株式会社ＯＴＹ食ライフ研究所を消滅会社とする吸収合併を行っております。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分＼期別	第32期 平成27年３月期	第33期 平成28年３月期	第34期 平成29年３月期	第35期 (当連結会計年度) 平成30年３月期
期末店舗数 (うちＦＣ店舗数)	416店舗 (259店舗)	436店舗 (279店舗)	441店舗 (282店舗)	457店舗 (300店舗)
売上高	24,642,519	26,012,098	25,614,775	26,265,329
経常利益	620,934	592,413	711,655	662,925
親会社株主に帰属する当期純利益	273,168	304,885	357,184	204,379
１株当たり当期純利益	38.03	42.40	49.64	28.39
総資産	11,292,714	12,149,517	10,255,835	9,467,235
純資産	4,489,470	4,620,844	4,721,183	4,744,859
１株当たり純資産	618.67	636.63	649.14	648.55

（注）１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

店舗数

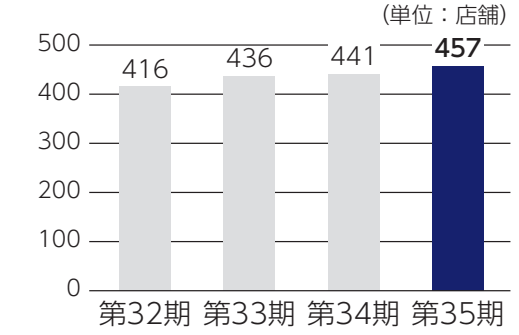

売上高

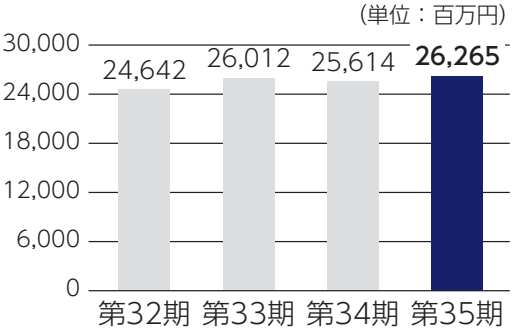

経常利益

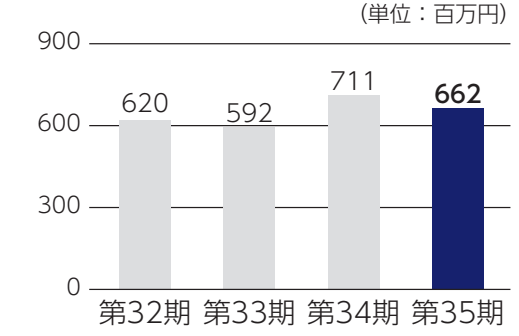

親会社株主に帰属する当期純利益

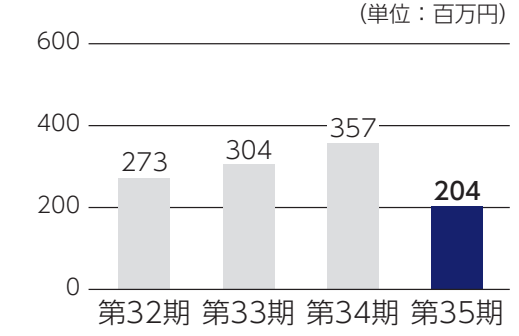

（10）企業集団の主要な事業セグメント

事業セグメント	主な事業内容
国内直営事業	国内における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
国内フランチャイズ事業	国内のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
海外直営事業	海外における一般消費者に対する定食、弁当の販売事業
海外フランチャイズ事業	海外のフランチャイズ加盟者の募集及び加盟店の経営指導事業
その他	店舗メンテナンス事業、食育事業、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

（11）主要な営業所及び店舗

本　　部　東京都武蔵野市中町一丁目20番８号
山梨事務所　山梨県山梨市下栗原1309-2
店　　舗　457店舗（うちＦＣ店 300店舗）

（単位：店舗）

地域名	直営店	ＦＣ店	合計
東　京　都	72	29	101
神奈川県	18	31	49
埼　玉　県	16	8	24
千　葉　県	13	11	24
その他関東	-	14	14
北　海　道	7	7	14
東　　北	2	13	15
甲　信　越	3	12	15
北　　陸	-	8	8
東　　海	1	23	24
近　　畿	13	10	23
中国・四国	-	10	10
九州・沖縄	-	32	32
国　内　計	145	208	353
海　　外	12	92	104
合　計	157	300	457

（注）1.「その他関東」には、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県は含まれておりません。
2.「海外」は、連結子会社それぞれの決算期末日現在における稼働店舗数を記載しております。

(12) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
611名	29名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
47名	12名増	46.7歳	8.5年

（注）従業員数には、子会社等への出向社員は含んでおりません。また、上記のほか、臨時従業員（パート・アルバイト）９名がおります。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社大戸屋	10,000千円	100.0%	定食店の経営
香港大戸屋有限公司	33,877千香港ドル	100.0%	和食レストランの経営
OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.	5,244千シンガポールドル	100.0%	和食レストランの経営
AMERICA OOTOYA INC.	2,000千米ドル	100.0%	和食レストランの経営
M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.	20,000千バーツ	45.0%	和食レストランの経営
株式会社ＯＴＹフィール	5,000千円	100.0%	店舗メンテナンス事業
THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.	4,000千バーツ	48.5%	タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業

（注）1.上記の７社が連結子会社であります。
2.株式会社ＯＴＹ食ライフ研究所は株式会社大戸屋と合併し、消滅しました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

借入先	借入金額
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	260,200千円
株式会社りそな銀行	188,200
株式会社三井住友銀行	186,200
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	138,600
株式会社山梨中央銀行	5,600
株式会社商工組合中央金庫	5,600
株式会社みずほ銀行	5,600
明治安田生命保険相互会社	5,600
日本生命保険相互会社	5,600

（注）株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、平成30年４月１日より株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更されております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 28,720,000株

(2) 発行済株式の総数 7,201,063株（自己株式 137株を除く）

(3) 株主数 25,400名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三森三枝子	946千株	13.14%
三森智仁	405	5.63
タニコー株式会社	130	1.80
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	120	1.66
株式会社りそな銀行	100	1.38
東京海上日動火災保険株式会社	100	1.38
大戸屋従業員持株会	74	1.03
第一生命保険株式会社	50	0.69
株式会社日本アクセス	50	0.69
住友商事株式会社	43	0.59
株式会社ラックランド	43	0.59

（注）持株比率は、自己株式（137株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況（平成30年３月31日現在）

平成24年５月23日開催の取締役会決議による新株予約権

① 新株予約権の払込金額　　払込を要しない

② 新株予約権の行使価額　　１個につき964円

③ 新株予約権の行使条件　　新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権の相続はこれを認めない。

１個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

④ 新株予約権の行使期間　　平成26年６月16日から平成31年６月15日まで

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数		保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	25個	普通株式	2,500株	１人
社外取締役	－個		－株	－人
監査役	－個		－株	－人

(2) 当該事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	窪田 健一	株式会社大戸屋　代表取締役会長
取締役	山本 匡哉	国内事業管掌　株式会社大戸屋　取締役社長
取締役	濵田 寛明	管理本部長
取締役	松岡 彰洋	経営企画部長
取締役	土橋 久一	―
取締役	田中 信成	商品開発本部長
取締役	水流 博之	海外管理部長
取締役	三森 教雄	東京慈恵医科大学外科学講座特任教授
取締役	池田 純	―
取締役	戸川 信義	税理士法人二重橋総合会計事務所　代表社員
監査役（常勤）	下村 治	―
監査役	内海 雅秀	内海総合法律事務所　所長
監査役	檜山 英男	株式会社三井住友銀行　顧問

（注）1. 取締役三森教雄氏、池田純氏及び戸川信義氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役下村治氏、内海雅秀氏及び檜山英男氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役池田純氏及び戸川信義氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 平成29年６月28日開催の第34回定時株主総会において、新たに濵田寛明氏及び戸川信義氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
5. 平成29年６月28日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって、取締役中村徹氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (３名)	101,775千円 (13,200千円)
監査役 (うち社外監査役)	３名 (３名)	14,004千円 (14,004千円)

（注）1. 平成13年６月21日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額300,000千円以内、監査役の報酬限度額は年額50,000千円以内と承認いただいております。
2. 取締役の人数及び報酬等の額には、平成29年６月28日開催の第34回定時株主総会の終結の時をもって退任した１名を含んでおります。
3. 上記報酬等の額のほか、平成29年６月28日開催の第34回定時株主総会決議に基づき、故三森久実氏（前代表取締役会長）に創業者功労金200,000千円を贈呈しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役三森教雄氏は、東京慈恵医科大学外科学講座特任教授でありますが、同大学と当社との取引関係はありません。

取締役戸川信義氏は、税理士法人二重橋総合会計事務所の代表社員でありますが、同事務所と当社の取引関係はありません。

監査役内海雅秀氏は、内海総合法律事務所の所長でありますが、同所と当社との取引関係はありません。

監査役檜山英男氏は、株式会社三井住友銀行の顧問であります。同行と当社との間には、定常的な銀行取引があります。

② 当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との関係

該当事項はありません。

③　子会社からの役員報酬等の総額
該当事項はありません。

④　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	三森教雄	当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、医師・大学教授としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	池田　純	当事業年度に開催した取締役会17回中14回に出席し、経営に関する豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
取締役	戸川信義	就任後開催した取締役会13回中13回に出席し、公認会計士・税理士としての豊富な経験と専門知識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	下村　治	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会17回中17回に出席し、出身である損害保険会社で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	内海雅秀	当事業年度に開催した取締役会17回中17回に出席し、また監査役会17回中16回に出席し、弁護士としての豊富な経験と、高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監査役	檜山英男	当事業年度に開催した取締役会17回中16回に出席し、また監査役会17回中16回に出席し、出身である金融機関で培った豊富な経験と高い見識から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO.,LTD.及びTHREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である三優監査法人は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営課題の１つと認識しており、収益力の向上及び財務体質の改善を以って安定した経営基盤を構築しつつ、株主の皆様に長期的、かつ安定的な配当及び利益還元を行うことを基本方針としております。この基本方針に基づき、業績に応じ、配当性向を考慮した利益配当額を決定するとともに、将来の更なる事業展開を目的とした投資活動のための内部留保額を決定しております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、期末配当金として１株につき25円としております。

なお、内部留保資金につきましては、店舗の新設及び改装等、将来の利益に貢献する投資資金に充てると同時に、より一層の企業体質の強化及び今後の事業活動の充実並びに拡充に活用する所存であります。

（注）1. 以上のご報告は記載金額については、表示単位未満切り捨てにより表示しております。
但し、百分率は小数点第２位を四捨五入しております。
2. 売上高等の取引金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**3,982,096**	**流動負債**	**3,221,335**
現金及び預金	2,102,922	買掛金	1,117,744
売掛金	1,007,186	短期借入金	500,000
原材料及び貯蔵品	69,589	１年内返済予定の長期借入金	301,200
前払費用	163,344	リース債務	128,302
繰延税金資産	63,957	未払金	690,448
預け金	296,168	未払法人税等	52,326
その他	299,239	賞与引当金	60,491
貸倒引当金	△20,312	店舗閉鎖損失引当金	462
固定資産	**5,485,139**	その他	370,360
有形固定資産	**2,999,386**	**固定負債**	**1,501,040**
建物及び構築物	2,241,014	リース債務	181,318
工具器具備品	677,142	退職給付に係る負債	370,780
土地	75,324	資産除去債務	340,144
その他	5,905	その他	608,796
無形固定資産	**147,427**	**負債合計**	**4,722,376**
のれん	77,255	**（純資産の部）**	
その他	70,171	**株主資本**	**4,557,692**
投資その他の資産	**2,338,325**	**資本金**	**1,475,762**
投資有価証券	4,079	**資本剰余金**	**1,393,962**
長期貸付金	33,967	**利益剰余金**	**1,688,090**
長期前払費用	66,528	**自己株式**	**△121**
繰延税金資産	344,080	**その他の包括利益累計額**	**112,542**
敷金及び保証金	1,842,376	その他有価証券評価差額金	790
その他	57,648	為替換算調整勘定	132,538
貸倒引当金	△10,356	退職給付に係る調整累計額	△20,786
		新株予約権	**382**
		非支配株主持分	**74,242**
		純資産合計	**4,744,859**
資産合計	**9,467,235**	**負債及び純資産合計**	**9,467,235**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**26,265,329**
売上原価		**11,576,059**
売上総利益		**14,689,270**
販売費及び一般管理費		**14,055,108**
営業利益		**634,162**
営業外収益		
受取利息	810	
協賛金収入	42,702	
雑収入	25,192	**68,705**
営業外費用		
支払利息	19,399	
為替差損	19,659	
雑損失	883	**39,942**
経常利益		**662,925**
特別利益		
受取立退料	2,896	
店舗売却益	20,486	**23,383**
特別損失		
固定資産除却損	23,503	
減損損失	56,913	
店舗閉鎖損失	12,106	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	462	
創業者功労金	200,000	**292,985**
税金等調整前当期純利益		**393,324**
法人税、住民税及び事業税	186,261	
法人税等調整額	△18,930	**167,331**
当期純利益		**225,993**
非支配株主に帰属する当期純利益		**21,613**
親会社株主に帰属する当期純利益		**204,379**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**3,905,841**	**流動負債**	**946,756**
現金及び預金	1,477,523	買掛金	23,082
売掛金	211,983	短期借入金	500,000
原材料及び貯蔵品	5,444	1年以内返済予定の長期借入金	301,200
前払費用	14,945	リース債務	18,566
繰延税金資産	24,594	未払金	47,766
未収入金	67,943	未払費用	16,393
短期貸付金	2,033,682	未払法人税等	13,454
その他	86,637	預り金	10,473
貸倒引当金	△16,912	賞与引当金	4,046
固定資産	**962,484**	その他	11,772
有形固定資産	**180,891**	**固定負債**	**129,310**
建物	48,019	リース債務	26,804
構築物	29,519	資産除去債務	6,137
車両運搬具	0	退職給付引当金	96,368
工具器具備品	28,028	**負債合計**	**1,076,067**
土地	75,324	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**43,910**	**株主資本**	**3,791,085**
ソフトウェア	43,910	**資本金**	**1,475,762**
投資その他の資産	**737,682**	**資本剰余金**	**1,393,962**
投資有価証券	4,079	資本準備金	1,393,962
関係会社株式	390,349	**利益剰余金**	**921,482**
出資金	30	利益準備金	3,582
関係会社長期貸付金	205,012	その他利益剰余金	917,900
従業員に対する長期貸付金	1,757	繰越利益剰余金	917,900
長期前払費用	495	**自己株式**	**△121**
繰延税金資産	96,698	**評価・換算差額等**	**790**
保険積立金	20,241	その他有価証券評価差額金	790
その他	19,018	**新株予約権**	**382**
資産合計	**4,868,326**	**純資産合計**	**3,792,258**
		負債及び純資産合計	**4,868,326**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,678,616**
売上原価		**255,289**
売上総利益		**1,423,326**
販売費及び一般管理費		**1,067,636**
営業利益		**355,689**
営業外収益		
受取利息	37,504	
受取配当金	90	
賃貸収入	22,824	
雑収入	4,291	**64,709**
営業外費用		
支払利息	13,648	
為替差損	9,569	
賃貸費用	21,741	**44,959**
経常利益		**375,439**
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	10,153	
創業者功労金	110,000	**120,153**
税引前当期純利益		**255,285**
法人税、住民税及び事業税	6,091	
法人税等調整額	△17,349	**△11,258**
当期純利益		**266,544**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

株式会社　大戸屋ホールディングス
　取締役会　御中

三優監査法人
指定社員 業務執行社員　公認会計士　古藤智弘　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　瀬尾佳之　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大戸屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月15日

株式会社　大戸屋ホールディングス
　取締役会　御中

三　優　監　査　法　人
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　古　藤　智　弘　㊞
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　瀬　尾　佳　之　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大戸屋ホールディングスの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月16日

株式会社大戸屋ホールディングス　監査役会
常勤監査役(社外監査役)　下　村　　治　㊞
監査役(社外監査役)　内　海　雅　秀　㊞
監査役(社外監査役)　檜　山　英　男　㊞

以　上

株主総会会場ご案内

東京都新宿区西新宿二丁目７番２号
ハイアットリージェンシー東京
地下１階　　センチュリールーム
電話番号　０３（３３４９）０１１１

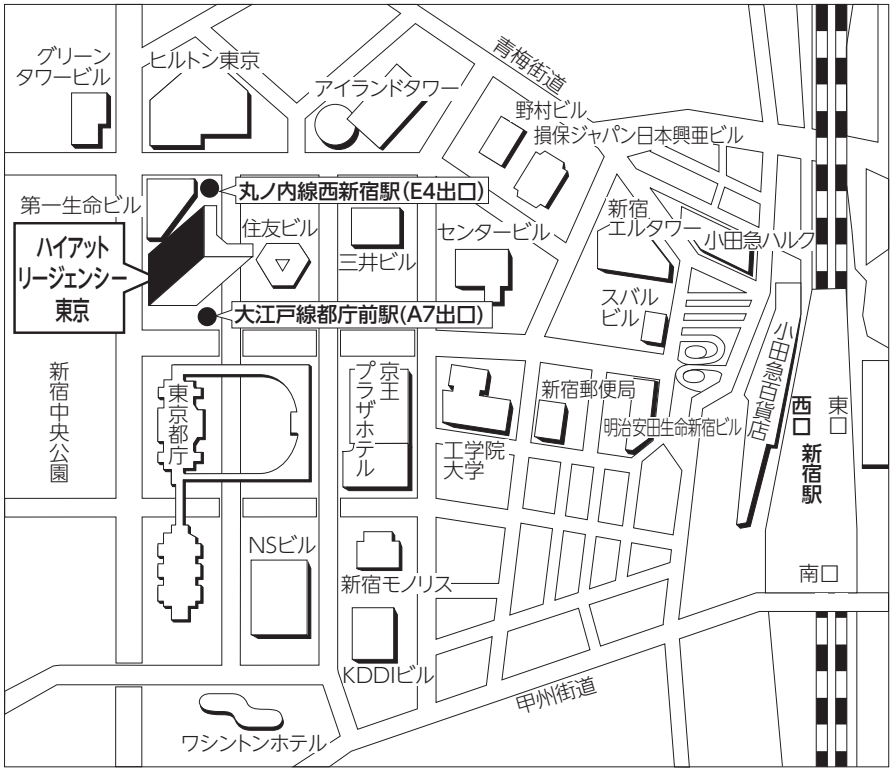

●交通機関
・丸ノ内線西新宿駅　徒歩４分（E4出口）
・都営大江戸線都庁前駅に直結（A7出口）
・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口）　徒歩９分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。